

參考資料

参考資料

アンケート調査結果概要

調査概要

調査種類	日常生活圏域ニーズ調査
対象者	播磨町内にお住いの高齢者 2,000 名（すべての要支援 1・2 の方 384 名と、65 歳以上の方 1,616 名）を抽出。（平成 26 年 5 月末現在）
実施期間	平成 26 年 6 月 16 日～平成 26 年 6 月 30 日
実施方法	郵送配布、郵送回収
調査結果	配布数：2,000 件、有効回収数：1,563 件、有効回答率：78.2%

調査種類	ケアマネジャーに関するアンケート調査
対象者	近隣居宅介護支援事業者のケアマネジャー
実施期間	平成 26 年 7 月 16 日～平成 26 年 7 月 28 日
実施方法	役場を通じての配布・回収
調査結果	配布数：45 件、有効回収数：40 件、有効回答率：88.9%

留意点

分析結果を見る際の留意点は以下の通りです。

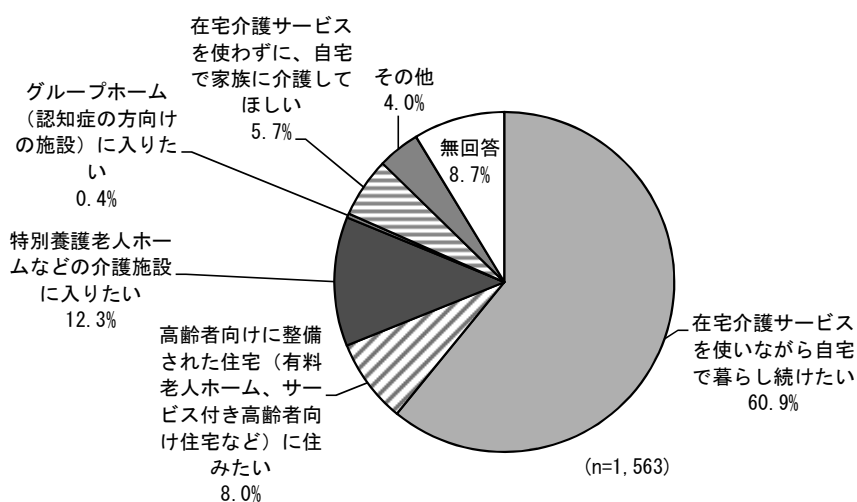
1. 「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。
2. 単数回答の構成比の％は小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計は 100％にならない場合があります。
3. 複数回答の場合、図中に MA と記載し、構成比は回答数を回答者数（件数）で割っているため、内訳の合計は 100％を超えることとなります。

日常生活圏域ニーズ調査・調査結果

(1) 介護が必要になった場合、希望する生活

○介護が必要になった場合、希望する生活について、「在宅介護サービスを使いながら自宅で暮らし続けたい(60.9%)」が最も多く、次いで「特別養護老人ホームなどの介護施設に入りたい(12.3%)」「高齢者向けに整備された住宅(有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅など)に住みたい(8.0%)」の順となっています。

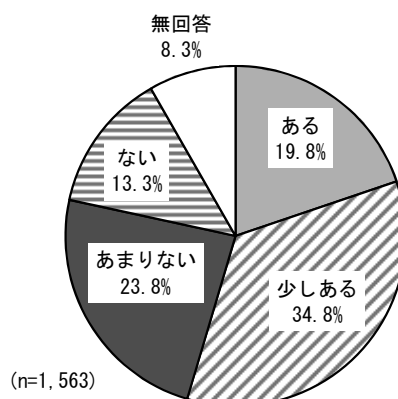
【介護が必要になった場合、希望する生活】



(2) 認知症についての不安

○認知症についての不安について、「ある(19.8%)」「少しある(34.8%)」をあわせると5割以上が“不安に感じている”と回答しています。

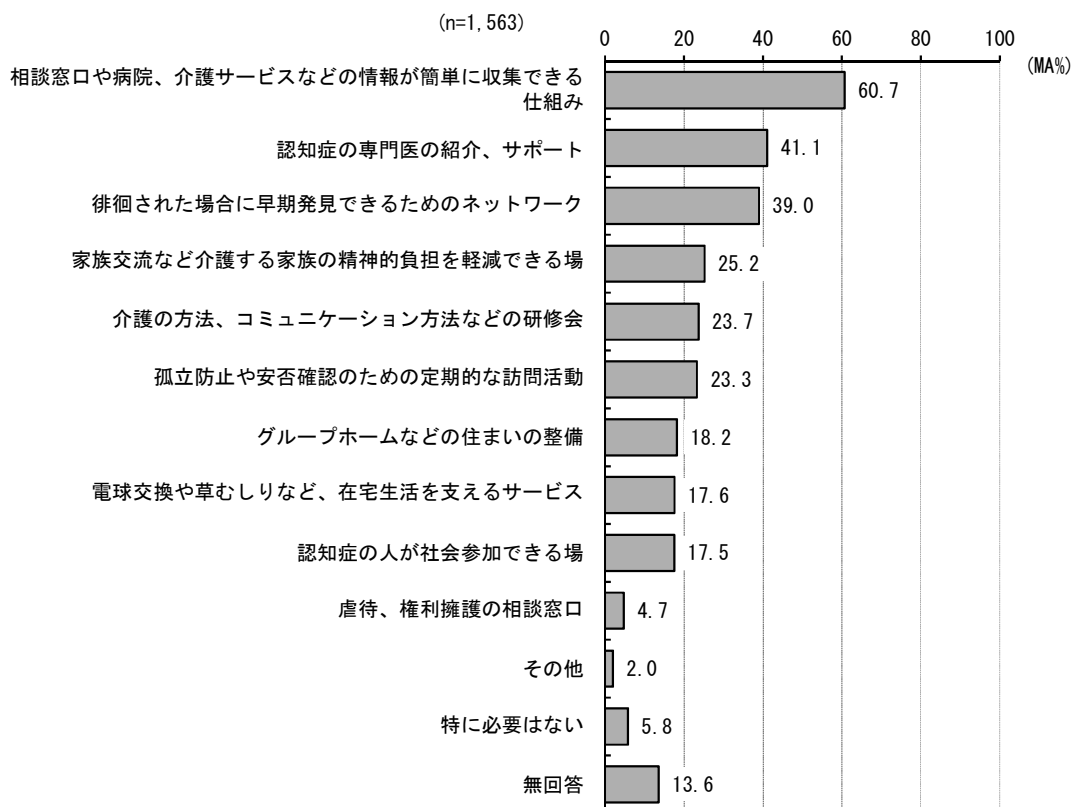
【認知症についての不安】



(3) 認知症になったときにあればよい支援

○認知症になったときにあればよい支援について、「相談窓口や病院、介護サービスなどの情報が簡単に収集できる仕組み（60.7%）」が最も多く、次いで「認知症の専門医の紹介、サポート（41.1%）」「徘徊された場合に早期発見できるためのネットワーク（39.0%）」の順になっています。

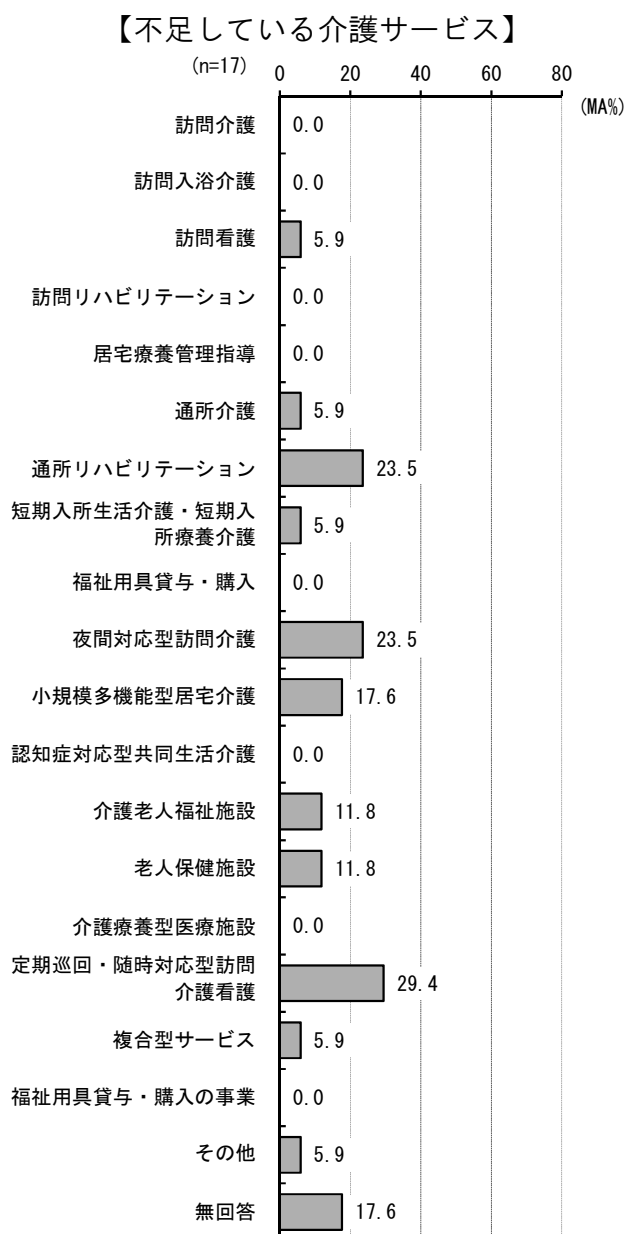
【認知症になったときにあればよい支援】



ケアマネジャーに関するアンケート調査・調査結果

(1) 不足している介護サービス

○不足している介護サービスについて、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(29.4%)」が最も多く、次いで「通所リハビリテーション(23.5%)」「夜間対応型訪問介護(23.5%)」の順になっています。



播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成14年2月15日要綱第7号

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく播磨町高齢者福祉計画の策定及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画の策定に際し、重要な事項について調査審議を行うため、播磨町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は保健・医療・福祉について知識、経験を有する者などのうちから町長が委嘱する。
- 3 各種団体の推薦により委嘱された委員が、推薦母体での職を失ったときは当委員を解職されるものとする。なお、後任の委員は、当該団体からの推薦によるものとし、委嘱の期間は前委員の残任期間とする。
- 4 委員は、当該計画が策定されたときに、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(定足数)

第5条 委員会は、委員定数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険年金グループにおいて処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 最初に招集される委員会は、第4条の規定にかかわらず、町長が招集する。

播磨町高齢者福祉計画(第7次)及び介護保険事業計画(第6期)策定委員会委員名簿

区分	団体名	役職名	委員名
医療・保健・福祉	加古川医師会	会員	○ 荒尾 潤
	播磨歯科医師会	副会長	◎ 上野 幸三
	播磨薬剤師会	副会長	中川 道昭
	社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会	会長	近藤 龍樹
	社会福祉法人 知足会	施設長	原 智博
	社会福祉法人 グランはりま	副施設長	山野 洋美
	デイサービスセンター和の花	施設長	岡田 茂彦
	グループホーム CHIAKIほおずき播磨	施設長	松尾 美鈴
	前播磨町保険年金グループリーダー		富士原 善彦
住民代表	播磨町自治会連合会	監事	大辻 俊文
	播磨町シニアクラブ連合会	会長	田中 譲治
	播磨町連合婦人会	日赤会長	西田 利美子
	播磨町ボランティア連絡会	会長	籠谷 順子
	播磨町商工会	副会長	平崎 泰彦
	播磨町労働者福祉協議会	会長	26.4.1～26.9.30 森岡 祥浩 26.10.1～27.3.31 北 幸治
	第1号被保険者代表		坂東 恵美子
	第2号被保険者代表(公募)		小林 正美
行政	兵庫県東播磨県民局	監査指導課長	福寿 格

◎会長 ○副会長

用語解説

【あ行】

◆医療介護総合確保推進法

平成 26 年 6 月に施行。正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」という。高齢化が進行するなかで、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進することを目的とする。

◆医療療養病床

一般病床等での急性期の治療を終えた後の「療養」を目的とする施設（ベッド）。「医療保険」での対応。

◆NPO（Non-Profit Organization）

民間の非営利組織のことで、ボランティア活動などを行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協なども含まれる。

◆オレンジプラン

平成 24 年 9 月に公表。正式名称は「認知症施策推進 5 か年計画」という。平成 24 年 6 月の「今後の認知症施策の方向性について」や平成 24 年 8 月の認知症高齢者数の将来推計に基づき、「ケアの流れを変える」という基本目標を実現するために、医療、介護サービス、見守り等の日常生活の支援サービスが地域で包括的に提供することができる体制の構築を目指し、認知症に関する 5 年間の取り組みの方向性を記載した計画。

【か行】

◆介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

◆介護報酬

介護保険制度において、介護サービス事業者が、利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として支払われる報酬のこと。

◆介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の 3 つの施設の総称。

◆介護保険制度

高齢化に伴う疾病等により、入浴、排せつ、食事等の介護や医療を必要とする人に、自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護(予防)サービスを提供する制度。

サービスを受けるためには、市町村等の要支援・要介護認定を受ける必要がある。

◆介護予防サービス

高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後生活を送ることができるよう支援するサービス。介護予防サービスや地域支援事業によって、要介護状態になることを予防することが目指されている。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体からなる多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもので、従来から地域支援事業に位置づけられていた介護予防事業に加えて、予防給付のうち訪問介護・通所介護について地域支援事業に移行し、総合的な支援を行う。

◆課税年金収入

老齢・退職年金など町・県民税課税対象の年金収入のことで、障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれない。

◆（介護保険料）基準額

介護サービスに必要な費用のうち、第1号機保険者が負担する分を補正第1号被保険者数で割って算出される介護保険料の基準となる額。この基準額を基に、所得段階ごとの保険料が算出される。

◆協議体

町が主体となり、各地域にけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワーク。

◆居宅サービス

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護など、在宅生活を支える介護サービスの総称。

◆ケアプラン

介護サービスが適切に利用できるよう、心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、担当者などを定めた計画のこと。

◆ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

◆ケアマネジャー（介護支援専門員）

平成12年4月に施行された「介護保険法」に基づく資格で、要介護者等からの相談

に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有し、要介護者のケアマネジメントを行う者。

◆健康寿命

心身共に健康で過ごせる人生の長さで、平均寿命から病気やけが等の期間を差し引いて算出する。

◆後期高齢者医療制度

国内に住む 75 歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74 歳)で障害のある者を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。

◆合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。なお、合計所得金額は分離課税の長(短)期譲渡所得の特別控除前、総合所得及び株式に係る譲渡所得等の繰越控除前の金額が対象となる。

◆高齢者の医療の確保に関する法律

高齢者の適切な医療の確保を図るため、医療費適正化推進計画、保険者による健康診査、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者医療制度の創設などについて定めた法律。昭和 58 年に施行された老人保健法の趣旨を踏襲しつつ発展させることを目的として、平成 18 年の医療制度改革のなかで全面的な改正が行われ、平成 20 年改正法の施行により法律名も現在に改称された。この法律により 75 歳以上(一定の障害のある人は 65 歳以上)の人を被保険者とする後期高齢者医療制度が新設された。

◆国保連合会

国民健康保険団体連合会の略。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者及び施設に対する指導・助言などの役割が与えられている。

◆コミュニティ

共同体、共同生活体のこと。地域社会そのものをさすこともある。

【さ行】

◆サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅の名称。平成 23 年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設された。

◆作業療法士

身体又は精神に障害のある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

◆社会福祉協議会

社会福祉法にもとづき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

◆ショートステイ

多くの場合、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に併設されている短期入所用のベッドに短期間入所・入院して、必要な介護や看護を受けたり、機能訓練を行ったりするサービス。福祉施設で行うものを「短期入所生活介護」、医療施設で行うものを「短期入所療養介護」という。

◆シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした、高齢者が自主的に運営する団体。

◆生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

◆生活習慣病

食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）などが代表的な生活習慣病である。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

◆総合計画

地域づくりの最上位に位置づけられる財政計画で、長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

【た行】

◆第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいう。第1号被保険者は、原因を問わず、要介護認定を受けて介護保険サービスを利用できるのに対し、第2号被保険者のサービス利用は、要介護状態になる可能性の高い特定の疾病により要介護認定を受けた場合に限定される。

◆団塊の世代

昭和22年から昭和24年までに生まれた人の総称。今後見込まれる急速な高齢化の最大の要因となっている。

◆地域支援事業

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなり、介護予防事業は平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業に移行される（予定）。

◆地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域での体制をいう。

◆地域包括支援センター

地域支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、地域包括ケアシステムを構築する上での中核機関とされている。

◆地域密着型サービス

生み慣れた地域で継続して利用することを目的としたサービス。町が事業者の指定を行い、原則町民のみが利用できる。

◆地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）が提供する通所介護が、平成28年度から地域密着型サービスに移行することにより創設されるサービス。

◆超高齢社会

総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が21%を超える社会のこと。7%を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」という。

【な行】

◆二次予防事業対象者

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者。

◆認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。

◆認知症ケアパス

認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、状態に応じた適切なサービス提供の流れを規定し作成される。地域の実情に応じて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいか、具体的な機関名やケアの内容等が、あらかじめ認知症の人とその家族に提示されるよう、普及を進める。

◆認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。「認知症サポーター養成講座」を受講するとサポーターの証であるオレンジリングが付与される。

◆認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

◆認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を果たす者。

◆認定調査（員）

要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う認定に必要な調査。また、認定調査員は要介護認定または要支援認定を受けようとする被保険者を訪問し、その心身の状況、その置かれている環境等について調査する人。

◆ネットワーク

ある単位と単位をつなぐ網状組織。特に情報の交換などを行うグループ。

【は行】

◆バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等物理的障壁の除去。また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方。

◆福祉用具

高齢者や障害者の自立に役立ち、介護するかたの負担を軽減するための用具。具体的には、特殊寝台、車イス、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器など。

◆包括的支援事業

高齢者が、自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、保健、医療、福祉に関する相談、支援を包括的、継続的に行う事業。総合相談、権利擁護などの支援を行う。地域包括支援センター等が実施する。従来からの取り組みに加えて、在宅・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備などの充実が図られる。

◆保険料収納必要額

介護サービスに必要な費用のうち、第1号被保険者の保険料として収納する必要のある額。

◆ホームヘルパー

福祉の援助を必要とする高齢者や障害者のもとに派遣され、家事・介護を行う人のことで、訪問介護員ともいう。

◆ボランティア

一般に「自発的な意志に基づいて 人や社会に貢献すること」を意味し、「自発性：自由な意志で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン

誰もが利用しやすいように製品、建物、環境などを設計、デザインすること。最初から利用しやすくすれば、バリアもないため、バリアフリーより広い概念としてとらえられる。（万人向け設計）

◆要介護状態

身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する。

◆要介護度

介護の必要の程度に応じて定めた要支援・要介護状態の区分。要支援1・2、要介護1～5の計7段階がある。

◆要介護認定

介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを、市町村等が介護認定審査会で客観的に評価するもの。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

【ら行】

◆理学療法士

身体に障害がある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

◆リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助。

◆老齢福祉年金

国民年金制度が発足した当時すでに高齢になっていたため、老齢年金の受給資格期間を満たすことができなかった人に支給される年金。対象者は明治44年4月1日以前に生まれた人、または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人。